

大玉村教育委員会の権限に属する事務の
管理及び執行状況の点検及び評価について
(令和6年度事業分)

大玉村教育委員会

I 点検及び評価の概要

1	はじめに	1
2	点検及び評価の対象	1
3	点検及び評価の方法	1
4	学識経験者の知見の活用	3
5	議会への報告等	3
6	参考資料	4

II 教育委員会会議の開催状況、研修・学校行事等への参加状況

1	教育委員会の構成	6
2	教育委員会会議の開催状況	6
3	教育委員会会議以外の活動状況	7
4	教育委員会の取組みに対する学識経験者の意見	8

III 「大玉村の教育」に掲げられた施策及び施策を構成する事業に関する 点検及び評価の結果

1	大玉村が目指す教育（教育目標）	9
2	各施策の取り組み状況（令和6年度重点施策）	9
	（1）人・自然・地域とつながり、互いに響き合い、高め合う「響育」	
	（2）子どもも大人も、学び合い、育ち合う「共育」	
	（3）心身共に健康で、たくましく、未来を切り拓く「強育」	
	（4）ふるさとを大切にし、伝統や文化を継承し、さらに新しい文化を創る「郷育」	
3	各課（係）の取組みに対する学識経験者の意見	10
	（1）組織運営	
	（2）教育総務課	
	（3）生涯学習課	

IV 大玉村教育事務点検評価委員会による総括評価

別冊 点検評価シート

I 点検及び評価の概要

1 はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成し議会に提出するとともに、公表することとされています。

大玉村教育委員会では、同法の規定及び大玉村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する要綱に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検評価を実施するものです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）抜粋

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検及び評価の対象

（1）教育委員会会議の開催状況

○ 開催した定例・臨時教育委員会の開催日及び主な議題

（2）教育委員の研修・行事等への参加状況

○ 研修会、学校訪問、諸行事への参加状況

（3）「大玉村の教育」（令和 6 年度版）に掲げられた施策及び構成する事業

○ 令和 6 年度主要施策のうち、教育委員会重点施策に位置付けた事業

3 点検及び評価の方法

点検評価に当たっては、教育委員会の開催状況やその内容、研修会・行事等への参加状況等について、大玉村教育事務点検評価検証委員会の点検・ヒアリングを受けます。

「大玉村の教育」（令和 6 年度版）に掲げられた施策及び構成する事業については、次の判断基準に基づいた自己評価を行い、大玉村教育事務点検評価検証委員会の点検・ヒアリングを受けます。

□自己評価の方法

○ 事務事業点検評価シートの作成

・令和 6 年度主要施策のうち、教育委員会重点施策に位置付けた事業について、事業概要、実施月毎の事業経過・達成状況を記入する。事業経過・達成状況については、事業内容や事実のみの記載ではなく、その時点での課題や改善点、感想等を記入する。

- ・事業全体を通しての《評価する点》、《改善点（改善策）》を記入する。
- ・各事業について次の事項の自己評価を行う。

〈自己評価判断基準〉

区 分	内 容
達成状況	A：十分達成
	B：概ね達成
	C：やや不十分
	D：不十分
年度末の 展開度	A：大きく展開
	B：概ね展開
	C：一部だけに展開
	D：展開されていない

- ・達成状況、年度末の展開度の評価に当たっては、以下の内容を視点として加味し、判断すること。

区 分	内 容
必要性	実施事業にニーズはあるか 事業実施後のニーズに変化があるか
効率性	効率的に実施できたか 効率性を高める余地はあるか
公平性	事業の効果は公平に配分されたか 公平性を見直す余地はあるか

- ・以下の区分による今後の事業展開の方向性について記入する。

区 分	内 容
方向性	拡充・発展 成果が上がっている事項や良い点を踏まえ、今後さらに事業の拡充・発展を図っていく。
	継続 事業実施方法等について改善を図りながら、継続して実施する。
	見直し 成果が上がらない事項についてその要因を明らかにし、事業全体について見直しを行う。
	終了 目的を達成し、継続が不要な事業について終了する。
	廃止 成果が見込めない事業について廃止する。

4 学識経験者の知見の活用

点検及び評価に当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 2 項の規定により、評価の客観性を確保するとともにその知見を活用するため、大玉村教育事務点検評価検証委員会を設置し、委員の点検・ヒアリングを受け、意見をいただきます。

＜令和 6 年度 大玉村教育事務点検評価検証委員＞

- | | |
|--------------------------|--------|
| ○ 大堀 満（株式会社ミンナノチカラ代表取締役） | 第三者評価者 |
| ○ 高野孝男（福島大学人間発達文化学類特任教授） | 第三者評価者 |
| ○ 坂本篤史（福島大学人間発達文化学類准教授） | 第三者評価者 |

＜開催状況＞

令和 7 年 2 月 2 0 日（火） 8：30～17：00

- 委員の委嘱・委員長選出
- 委員打合せ
- 定例教育委員会傍聴
- 教育委員へのヒアリング
- 教育長・教育部長へのヒアリング
- 教育委員会事務局へのヒアリング
- 点検及び評価に対する意見の取りまとめ
- フィードバック

5 議会への報告等

点検及び評価の結果を報告書にまとめ、村議会に報告するとともに、村民に対して公表します。

（１） 議会への報告

毎年 9 月までに村議会議長宛に報告書を提出します。

（２） 村民への公表

議会への報告後に、村のホームページに掲載します。

6 参考資料

大玉村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の対象)

第2条 点検及び評価の対象は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 「大玉村の教育」に掲げられた施策及び施策を構成する事業
- (2) その他教育委員会が必要とするもの

(点検及び評価の時期)

第3条 点検及び評価は、2月末の段階で実施し、3月分については、見込みで評価する。

(点検及び評価の主体)

第4条 点検及び評価の対象となる施策等を担当する所属長は、当該施策を企画・立案し、遂行する立場から、評価対象の施策等について自ら点検評価を行うものとする。

(検証委員会の設置)

第5条 教育委員会は、点検及び評価について、客観性及び公平性を確保するため、大玉村教育事務点検評価検証委員会（以下「検証委員会」という。）を設置する。

2 教育委員会は、点検及び評価の結果について、検証委員会より意見を聴取する。

(検証委員会の組織)

第6条 検証委員会は、委員5名以内で組織する。

2 検証委員会の委員は、教育に関し識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

4 検証委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(守秘義務)

第7条 検証委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(村議会への報告等)

第8条 点検及び評価の結果は、毎年9月までに村議会に報告するものとする。

2 前項の報告後、点検及び評価の結果を村民に公表するものとする。

(庶務)

第9条 検証委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補足)

第10条 この要綱に定めるものの他、点検及び評価の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

Ⅱ 教育委員会会議の開催状況、研修・学校行事等への参加状況

1 教育委員会の構成

(令和7年1月31日現在)

No.	氏 名	職 業	委 員 歴 ・ 役 職 歴
1	渡 辺 敏 弘	教 育 長	令和 4年 4月 1日 ～ 1 期目 教育長
2	齋 藤 雄 一 郎	会社役員	平成23年 1月 1日 ～ 4 期目 保護者 平成25年10月 1日 ～ 委員長職務代理者 平成28年 4月 3日 ～ 委員 令和 4年12月21日 ～ 教育長職務代理者
3	須 藤 綾 子	会 社 員	平成25年10月 1日 ～ 3 期目 委員 保護者
4	三 村 浩 史	住 職	令和 4年12月21日 ～ 1 期目 委員 保護者
5	柳 沼 順 子	ピアノ講師	令和 6年10月20日 ～ 1 期目 委員

2 教育委員会会議（定例会・臨時会）の開催状況

	開 催 月 日	主 な 議 題
定例	4月18日(木)	・ 事務処理報告等について ・ 大玉村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について（令和5年度事業分） ・ 大玉村公立学校における学校運営協議会委員の任命について ・ 大玉村学校関係者評価委員の委嘱について
定例	5月16日(木)	・ 事務処理報告等について ・ 大玉村社会教育委員の委嘱について ・ 大玉村スポーツ推進委員の委嘱について
定例	6月27日(木)	・ 事務処理報告等について ・ 令和6年度要保護・準要保護児童生徒認定について
定例	7月30日(火)	・ 事務処理報告等について ・ 令和7年度使用小学校教科用図書採択について ・ 令和7年度使用中学校教科用図書採択について
定例	8月22日(木)	・ 事務処理報告等について ・ 令和6年度全国学力・学習状況調査の結果について ・ 令和6年度教育委員視察研修について
定例	9月26日(木)	・ 事務処理報告等について ・ 令和6年度ふくしま学力調査の結果について
定例	10月18日(金)	・ 事務処理報告等について ・ 財産の取得について（追認3件）
定例	11月27日(水)	・ 事務処理報告等について ・ 大玉村効率学校等における独立行政法人日本スポーツ振興センター共催掛金に関する規則について ・ 令和6年度要保護・準要保護児童生徒認定について

	開催月日	主 な 議 題
定例	12月19日(火)	・ 事務処理報告等について ・ 大玉村指定有形文化財の指定について ・ 令和6年度要保護・準要保護児童生徒認定について
定例	1月23日(木)	・ 事務処理報告等について ・ 大玉村要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱の一部を改正する要綱について
定例	2月20日(火)	・ 事務処理報告等について ・ 令和7年度教育委員会関係予算について ・ 令和7年度大玉村幼稚園、学校教育指導の重点について ・ 幼稚園保護者意識調査結果について

3 教育委員会会議以外の活動状況

(1) 研修関係

○ コミュニティ・スクール関係

- ・ 第1回コミュニティ・スクール委員会 (R6.5.8)
- ・ 第2回コミュニティ・スクール委員会 (R6.6.25)
- ・ 第3回コミュニティ・スクール委員会 (R6.8.27)
- ・ 第4回コミュニティ・スクール委員会 (R6.9.18)
- ・ 第5回コミュニティ・スクール委員会 (R6.10.17)
- ・ 第6回コミュニティ・スクール委員会 (R6.11.22)
- ・ 第7回コミュニティ・スクール委員会 (R6.12.10)
- ・ 第8回コミュニティ・スクール委員会 (R7.1.14)
- ・ 第6回コミュニティ広場(第16回大玉村教育フォーラム) (R7.2.15)

○ 研修会

- ・ 県市町村教育委員会連絡協議会教育委員・教育長研修会 (R6.8.27)
- ・ 県市町村教育委員会連絡協議会県北ブロック研修会 (R6.10.18)
- ・ 県市町村教育委員会連絡協議会安達支会研修会 (R7.1.31)

(2) 学校訪問

- 玉井小学校・幼稚園 オープンスクール (R6.6.25)
- 大玉中学校 オープンスクール (R6.9.18)
- 大山小学校・幼稚園 オープンスクール (R6.11.22)

(3) 諸行事への参加

- 教職員着任式 (R6. 4. 1)
- 南達方部小学校交歓陸上競技大会 (R6. 5. 14)
- おおたまふれあいフェスタ (幼稚園 : R6. 6. 14)
- あだたら健康マラソン大会 (R6. 6. 29)
- 大玉村小学生水泳大会 (R6. 7. 24)
- 広島派遣事業結団式 (R6. 7. 31)
- おおたまふれあいフェスタ (大名倉山登山・安達太良山登山 : R6. 9. 27)
- おおたまふれあいフェスタ (オリエンテーリング : R6. 9. 30)
- おおたまふれあいフェスタ (昔遊び・グラウンドゴルフ : R6. 10. 3)
- 広島派遣事業報告会 (R6. 10. 4)
- おおたまふれあいフェスタ (ミニ運動会 : R6. 10. 11)
- 大玉村文化祭表彰式・閉会式 (R6. 11. 6)
- ふくしま駅伝大玉村チーム結団式 (R6. 11. 6)
- ふくしま駅伝大玉村チーム解団式 (R6. 11. 17)
- 令和6年度大玉村二十歳を祝う会 (R7. 1. 12)
- おおたまコミュニティ広場 (R7. 2. 15)

4 教育委員会の取組みに対する学識経験者の意見

定例会を拝見し、事業の内容や経緯を丁寧に説明する事務局の姿勢や、各教育委員が本質に迫る質問をする様子から、それぞれの立場でより良い教育環境づくりに向けて率直に意見を交わすことができる良好な状況であることがうかがえた。

教育委員会の組織や業務を充実・発展させていくためには、従来の取組に対してエビデンスを持ち、異なる視点の意見や考えを柔軟に受け入れる話し合いがなされることが重要であると考えます。そのため、今回「おおたまの教育」の成果について、各委員から学校教育の観点にとどまらず、大所高所から大玉村の人づくりの視点で考えを聴くことができた。さらに、課題として「我慢強さや耐性」、「自分のよさと可能性へ挑戦する心」の育成についても言及されていた。

今後も将来を見据え、「みんなで支え、みんなで育て、みんなが育つおおたまの教育」の屋台骨となる組織であり続けることを期待したい。

Ⅲ 「大玉村の教育」に掲げられた施策及び施策を構成する事業に関する点検及び評価の結果

1 大玉村が目指す教育（教育目標）

「夢を育てる教育」 おおたまに学び、世界とつながる人間の育成

小さいというスケールメリットを生かし、村民一人一人がつながり、共に支え合い、学び合って、夢や生きがいのもてる豊かな人生を送ることができるよう、学校・家庭・地域が協働していくこと（「みんなで支え、みんなで育て、みんなが育つ」）が大切です。教育を担うのは学校だけではありません。家庭での教育、地域社会での教育がそろってこそ、共に支え合い、自尊心をもった人、多様な個性を生かし、未来を切り拓く力をもった人、あきらめない強い心と健康な体をもった人、共生の心をもった人、社会性・市民性をもった人といった人間像が具体化されるものと考えています。コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を核として子どもたちに豊かな学びの場と機会を提供し、大きな夢と世界につながる豊かな人間性や社会性及び思考力・判断力・表現力を育てましょう。さらに、学校を核とした地域づくり（「スクール・コミュニティ」）を推進し、子どもも大人も学び合い、育ち合う、「共に学び合う」関係をつくっていきましょう。

2 各施策の取組み状況（令和6年度重点施策）

（1）幼・小・中が一貫した教育の推進「響育」

幼・小・中一貫的教育推進事業

幼稚園教育の充実

学力向上推進事業

I C T活用推進事業

学校給食費補助事業

就学支援事業

スクールバス運行管理事業

（2）地域ぐるみの学びのむらづくり「共育」

コミュニティ・スクール推進事業

地域学校協働活動事業（家庭教育支援事業）

読書活動の推進事業

（3）子どもの健やかな体づくりと地域ぐるみのスポーツのむらづくり「強育」

社会体育関係団体支援事業

社会体育関係団体支援事業（地域学校協働活動・部活動地域展開関連）

（4）ふるさと文化の振興「郷育」

文化財保護事業

あだたらふるさとホール運営事業

3 各課（係）の取組みに対する学識経験者の意見

（1）組織運営

良いプロセスは良い成果につながるが、良いプロセスを実現するためには、求める成果を明確にすることが重要である。学力や体力などの定量指標は成果を明確にしやすいが、非認知能力などは成果の指標を設定することが難しい。例えば、「生徒の自己肯定感を高める」という成果を掲げた場合、自己肯定感の A は〇〇な状態、B は〇〇な状態といったように、定性的な状態指標を作成するとよい。そして、その指標に対して、どのように測定するのかを明確にしていく。

定性評価を行うには多様な指標があり、非常に大変ではあるが、一般的に提示されているものを参考にしながら、重要な 1 つまたは 2 つを指標化するところから始めるとよい。言語化することで、状態に対する認識が組織や個人で統一され、同じ視点で評価・対話することができる。また、測定可能になることで、振り返りを行い、プロセスの改善につなげることができる。

教育委員会の活動は、教育委員会自らが主体的に実施するものよりも、周囲を巻き込み、周囲が主体となって行う活動を支援・サポートする業務が多いと考えられる。コミュニティスクールの主体的な活動が増加するなど、良い支援や展開が進んでいることが推察される。

一方で、大玉村には、教育への期待や住みやすさを理由に移住し、新たな住民が毎年増加している。良い教育や住みやすい環境づくりの取り組みは、村や教育委員会・学校への期待につながる一方で、「やってもらえる」という受け身の意識を生み出してしまう可能性もある。そのため、学校やコミュニティスクール、学校支援地域本部など、さまざまな組織と連携し、新たな住民を巻き込んで展開していくことが重要であり、これは将来的な課題の発生を防ぐ予防的な活動にもつながると考えられる。そして「村や教育委員会・学校がやってくれるからこそ、自分たちも一緒に子どもや地域を育てる」という意識を持つ住民が増えていくことを期待している。

なお、本提言は非常に高度な内容となっているが、それは貴組織だからこそ実現可能であると考えている。さらなる目標達成に向けた取り組みを期待している。

（2）教育総務課

事務評価や面談を通して、事業を熟知した安定感のある組織のもと、課内が丸となり、昨年度の取組の反省や課題、学校現場の実情を深掘りし、ワンランク上の大玉の教育を目指して支援してきたことが理解できる。また、限られた人数で質の高い創造的な業務を遂行するためには、組織の「協働性」や一人ひとりの高いモチベーションが必要とされる。事業点検評価シートの内容や評価の結果は、その成果の表れであり、高く評価できるものである。

具体的には、新たに取り組んだ「QU 研修会」、「通常学級にいる特別な支援が必要な幼児・児童・生徒への支援についての研修会」、「外国語教育研修会」、「デジタル・シティズンシップ研修会」など、「おおたま学園」の課題解決に向けた積極的な取組は、大いに評価できるものである。さらに、幼・小接続のための「国語科を中心とした架け橋プログラム作成」による幼稚園教育の充実、就学支援事

業・給食費補助事業、スクールバス運行事業など、子供一人ひとりが安心して学べる教育環境づくりにおいて、確実な取組が進められている。

今年度も課題として挙げられていた「学力向上」については、日々の授業の質の向上、ICTの効果的な活用、家庭学習との連動、読書活動の推進など、さまざまな角度から相乗効果を狙い、懸命に取り組んできた様子うかがえた。一方で、学力として数値には表れない非認知能力の育成にも重点的に取り組み、子供の成長として着実な成果を上げている。これまで積み重ねてきた「おおたま学園」の教育の成果を知る機会として、追跡調査を実施することで、教育長が考える「おおたま学園」が目指す人づくりの土台となる非認知能力の育成について議論を深め、幼・小・中がベクトルをそろえて教育効果を一層高めていくことが、今こそ必要なタイミングではないかと考える。

組織力が充実し、当たり前のように事業が展開できる状況だからこそ、立ち止まり、「おおたまの教育」が求める姿をさまざまな角度から再確認することで、「大玉プライド」を再認識し、力強く事業を展開していくことができると考える。今後もさらなる充実と発展を期待したい。

(3) 生涯学習課

昨年度に引き続き、生涯学習課の方々が、コロナ以降の変化などの逆境に対し、さまざまな取り組みについて点検シートを活用し、相互に情報共有しながら、懸命に取り組まれていることは、大変意義のあるものと考えます。移動図書館の取り組みを継続し、「お話会」などを通じて子どもたちを含む村民が本に触れ、親しむ機会をさまざまな形で提供していることや、大学生を募集し実施している「大玉未来塾」の開催、マラソン大会の実施、村の宝である文化財の保護や整理などを通じて、地域による学びを支える努力を重ねられている。

また、地域移行から地域展開へと変わった部活動については、少しずつではあるが、スポーツ指導者を新たに確保し、実現に向けた歩みを進めている。

一方で、コロナ以降の参加者減少を喫緊の課題として受け止めている。マラソン大会では参加者の大半が村外からの参加であることや、区民祭の減少もあり、地域の行事のあり方を、人口の社会増という状況の中で、村民のニーズに即して見直す時期に差し掛かっていることがうかがえる。

そのためにも、既存のリソースをより有効に活用する方策が求められているのではないだろうか。「大玉未来塾」では、卒業生が大学生となって後輩たちに教えるという、継続的な取り組みが拓いた出来事があった。「お話会」では、スタンプカードや缶バッジの導入が、参加者の増加に一定の効果をもたらした。また、「CS 通信」の発行も貴重な取り組みであり、より確実に村民や学校関係者の目に留まる方策を検討する余地がある。さらに、大学との連携による大学生ボランティアの活用も、新たな可能性として考えられる。

人口の社会増が進む大玉村において、地域で学び育つ文化を継続的に醸成していくためには、来てほしい人を具体的に設定した呼びかけを行うことや、人と人とのつながりを生かして広げていくことも重要であると考えます。

IV 大玉村教育事務点検評価委員会による総括評価

本年度の事務点検評価では、「成果」に視点を当てて検証を行った。なぜならば、良い成果を出すためには「成果につながる行動」が必要であり、結果を生み出すプロセスが求められるからである。そして、誰が実施しても同じように成果が出る再現性の高いプロセスが重要となる。そのため、本評価では成果に注目しながら、プロセスの検証を行った。

大玉村では、「4つのきょういく」構想をビジョンとして掲げ、どのような子供を育てるのか、どのような地域にしていくのかを明確にし、おおたま学園による幼・小・中連携事業、コミュニティスクール、学校支援地域本部を中核として、一貫性のある経営が教育委員会および事務局を中核に展開されていることを確認できた。学力など客観的に評価される指標で成果を示すことは重要であるが、ビジョン達成のために短期的な成果を優先させるのではなく、子供たちを育てていく姿勢に感銘を受けた。

また、「おおたま学園」の教育で身につけてほしいことには、中学校までの在学中に芽が出る能力や行動、資質もあれば、高校や高等教育、あるいは社会人になって発揮される能力もある。大玉村が現在の取り組みを始めてから10年を超え、現在のビジョンのもとで教育を受けた子供たちは社会人となっている。在学中では測定が難しかった成果も、成人式の機会などを活用することで、どのような結果につながっているのかを追跡調査やヒアリングを行うことが可能である。

このような振り返りのプロセスを持つことで、現在の教育活動にフィードバックし、改善すべき点を見つけたり、さらに強化すべき点を明確にしたりすることができる。そして、得られた結果は、教育委員会や学校、地域にとって自分たちの活動に対する自信となるだけでなく、これまで十分に伝わっていなかった教育の価値を広く発信するための根拠ともなる。したがって、今後の教育方針の発展に向けて、ぜひ継続的な振り返りを実施し、さらなる質の向上を図ってほしい。